

平成25年第2回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成25年2月4日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

(町長招集あいさつ)

第 3 議案第 2号 永平寺温泉「禅の里」新築工事の請負契約締結について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 河 合 永 充 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員（1名）

7番 川 治 孝 行 君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

| | | |
|-------------|---|-------------|
| 町 | 長 | 松 本 文 雄 君 |
| 副 町 | 長 | 田 中 博 次 君 |
| 教 育 | 長 | 青 山 慶 行 君 |
| 消 防 | 長 | 中 村 勘 太 郎 君 |
| 総 務 課 | 長 | 布 目 洋 一 君 |
| 企 画 財 政 課 | 長 | 小 林 良 一 君 |
| 会 計 課 | 長 | 加 藤 茂 森 君 |
| 監 理 課 | 長 | 南 部 颯 浩 君 |
| 税 務 課 | 長 | 山 田 和 郎 君 |
| 住 民 生 活 課 | 長 | 市 岡 栄 二 君 |
| 福 祉 保 健 課 | 長 | 長 谷 川 斉 男 君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 伊 藤 悦 子 君 |
| 農 林 課 | 長 | 河 合 淳 一 君 |
| 商 工 観 光 課 | 長 | 酒 井 圭 治 君 |
| 建 設 課 | 長 | 山 下 誠 君 |
| 上 水 道 課 | 長 | 山 本 清 美 君 |
| 下 水 道 課 | 長 | 酒 井 篤 男 君 |
| 健康福祉施設整備室 | 長 | 山 田 幸 稔 君 |
| 永 平 寺 支 所 | 長 | 酒 井 暢 孝 君 |
| 上 志 比 支 所 | 長 | 清 水 満 君 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 末 永 正 見 君 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 長 谷 川 伸 君 |
| 町 立 図 書 館 | 長 | 中 村 耕 夫 君 |

6 会議のため出席した職員

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 南 部 辰 夫 君 |
| 書 記 | 山 田 孝 明 君 |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月1日、町長より平成25年第2回永平寺町議会臨時会の招集を告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、何かとご多忙の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、ご参集の件につきましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに臨時議会が開会できますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会の運営等につき関心を持たれておりますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読されましてご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回永平寺町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、本臨時会に提出されました案件は、町長提出として永平寺温泉「禅の里」新築工事の請負契約締結についての1件となっております。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番、渡邊君、15番、河合君を指名します。

～日程第2 会期の決定～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、町長より本臨時会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長(松本文雄君) 平成25年第2回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

暦の上では、本日、立春を迎えますが、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜びを申し上げます。

第2回臨時会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の臨時会は、健康福祉施設永平寺温泉「禅の里」新築に伴う請負契約の締結についてご審議をいただくため開催したところであります。

去る1月25日に執行した入札会において、契約の相手となる企業が決まりましたので、条例の規定により契約締結の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

～日程第3 議案第2号 永平寺温泉「禅の里」新築工事の請負契約締結について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第3、議案第2号、永平寺温泉「禅の里」新築工事の請負契約締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長(山田幸稔君) ただいま上程いただきました議案第2号、永平寺温泉「禅の里」新築工事の請負契約締結につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

永平寺温泉「禅の里」新築工事の請負契約締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1番、工事名、永平寺温泉「禅の里」新築工事。2番、契約方法、指名競争入

札。3番、契約金額、1億3,650万円。うち消費税相当額650万円。4番、契約相手方、福井市田原1丁目3番9号、株式会社竹野組、代表取締役、竹内伸一。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

滝波議員。

○2番（滝波登喜男君） ただいまご説明いただきましたとおり、この今回の工事につきましては11月21日、昨年ですね。本工事の請負をされました松尾工務店さんが破産手続に入るといことで工事の停止になったものであります。

そこでのいろいろな今までの過程の中で質疑をさせていただいていますが、期間は短いということもあるかもわかりませんが、それでも今回このような入札に、前回のこのような請け負った業者が破産をしてしまった。もっと言いましたら、指名された前回14社中2社が入札後に倒産をされているという現状の中で、今回の入札において特に今までとは違った改善した点というのはございますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今ほどのお尋ねでございますけれども、今回の業者指名に当たりましては、やはり企業の経営の安定性といえますか、そういったものを十分見きわめる必要があるということから、その業者さんの直近の決算書に基づきまして、いわゆる経営の安定性を推しはかる指標と言われております流動比率、それから固定比率、そして自己資本比率、こういったものを検証をさせていただきました。そうした中で、特に経営上危惧されるような数値といったものは認められませんでしたので、12社を今回指名をさせていただいたわけでございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 直近のというのは、例えば前期の決算ということになるんだろうと思いますね。県に出しているようなやつのおっしゃっているのかな。当初の入札指名願のときに出されているような決算書のことをおっしゃっているんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 当然、指名の参加資格等も見まして、請負できるようなものについてはしております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ということは、今まで指名願出されているときに出されている決算書で今回こういう3つの指標を確認したということでありませぬ。わかりました。

それと、改善方法の中で最低制限価格の話が出されていたと思います。今までの答弁では県の動向を見ながらということではありますが、その最低制限価格の算出の方法ではありますが、どうも決まっている、県に準じているというようなこともありました。私が認識するところでは設計額に、そこからある程度の歩切りというんですか、予定価格を定めまして、それから建築、土木によって率を掛けて最低制限価格を求めるというようなことだったのではないかなと思います。ちょっとその最低制限価格の出し方と、それと前回の入札では松尾工務店さんは76.477という請負率やったんです。多分、それ以下に最低制限価格があるわけですが、今回についても、例えば松尾さんが入れた76.477でほかの業者が今回の入札のときに、今回の入札ですよ、今回の入札のときにそれくらいの請負率で入札されたならば落札をされているのでしょうか。すなわち、最低制限価格が前回よりも上がっているのかということを知っているわけなんですけれども。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） まず、最低制限価格の出し方でございますが、最低制限価格の出し方につきましては、直接工事とか共通仮設費、現場管理費とかいろいろございますが、それに一定の率を出してはじき出します。それと、当然、予定価格というものが入ってございますので、予定価格に対して9割から7割の間に入るようにというようなことがこの最低制限価格実施要領の中でうたわれております。

それから、今回の入札で、前回の請負率で入るかどうかということでございますが、今回、予定価格といいますか最低制限価格が違いますので、その中には入らないと。この金額では予定価格の中では、予定価格の中、最低制限価格では落ちてしまうと。この率では落ちてしまうということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） なかなかこういう経済状況が好転しない中で、きのうも何

かニュースで言っていました、北陸3県でもやはり昨年、100社以上の倒産の会社が出たと。一昨年よりも負債総額も含めて上ったと、超えたと。この状況が、今、政権がかわって、すぐさま好転するというようなことがないというようなことでもありますので、まだまだ建設業、土木業も含めて厳しい環境の中で町もこういった契約、行政を進めていかなあかんというような状況であります。

県の動向を見ながらということでもありますけれども、やはり3月には当初予算も審議するわけですので、それから4月、いよいよ新しい25年度の事業が始まるわけですから、ぜひできるだけ早く、4月ぐらいには新しい永平寺町独自の入札環境をぜひつくっていただきたいなと思っております。

入札についてはその程度であります、やはり我々議会も請負契約の締結を承認するわけですから、こういったところも非常に我々が議決したからには責任が問われてくるということもありますので、やはり入札行政についてもすぐに改善できるようにしていただきたいなと思います。

続きまして、前回の松尾工務店さんの請負額が1億5,264万9,000円でありました。何回も私質問させていただいているわけですが、本来ならば1億5,264万9,000円でこの健康福祉施設が新築されなければならないという中で、今回こういった事態になったということでもあります。そういった意味では、町の損失はどんなもんやということは、やはり町民からいろいろ我々も聞かれるところであります。

こういった状況の中で、この請負金額、松尾さんの請負金額と契約保証額千五百二十数万円を足した額から出来高払いで払っている4,095万6,000円を引きますと、残りが1億2,695万8,000円あります。実はこの額で残りの工事ができれば町の持ち出しはないというふうに私は考えているわけなんですけれども、今回入札した結果、それ以上になったということでもあります。約954万2,000円オーバーしていると。

それと、この変更設計というんですか、設計のやり直し等々で幾らかかかっていると思います。それを足しますと、多分1,000万を超えるかなというふうに考えているわけですが、その損失について、損失という言い方が正しいかどうか分かりませんが、町としてはどうお考えなのかなというのをぜひお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今御質問の影響額というんですか、松尾工

務店が倒産して、その影響額はどんだけあるかというご質問だと思いますけれども、実際的には設計の仮設費なんかの再度計上ということで700万ほどの設計額がございました。ですから、それに請負率を掛けますと大体630万ぐらいの仮設費の計上額の損失というものがあつたと考えております。

それのほかに、影響額というふうに考えますと、実質的には1億5,300万の入札でございますので、請負率が1%上がりますと150万上がります。ですから、この前の差と掛け算しますと大体1,800万ぐらいの損失といたしておかしいですけれども影響があつたというふうに考えられます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3回目でございます。

ほかにございませんか。

金元君。

○3番（金元直栄君） きょうの再契約の議案の町長の提案理由の説明及び室長の議案の説明を聞いていて、今も数字が出てきましたけど、町が実質損をするという、本来で言ったら1億五千何百万かのできる施設ができなかったというところで受ける損失、またそれを生み出した現実の入札行政に対する省みがなかったなど聞いておりました。本来は今回なければ、それはこの先なくなるんで、そこはどこかできちっと示してほしいと思うんですね。それが1つ目です。

2つ目は、今、請負率の差による今回のいわゆる本来1億5,000万ぐらいでできるやつが入札が76.5%ぐらいから89%ぐらいに変わったわけですから、その差1,800万。さらに仮設等の問題は問題になるということを数字では言っておきますけれども、2つ目は指名の問題ですね。この業者を大体見ますと、全業者、いわゆる建築の経験とかそういういわゆる公共工事の入札に参加する資格はあるのかということが2つ目です。

3つ目は、今回、指名業者を独自の審査をされたということですが、どうしてこれまでやってこなかったのかということについての総括がないんですね。今回の経験は、公共工事といえども指名した業者、契約した業者が倒産はあり得るということ。それが実際、町の予期しなかったかもしれない損失を生み出すということも示されたと思うんです。これは保証金を取っているからということで解決する問題ではないと思っているので、その辺ちょっと答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） ちょっと順番変わりましたら済みません。

まず、指名業者の参加に問題はなかったかということでございますが、これは県の指名のランクも参考にし、また競争入札参加資格申請書の中にも過去2年間あるいは3年間の公共工事の元請か下請かそういうこと完成高調べというようなものがありましたので、そういうものを参考にしながら指名をするということでございます。

それから、これまでやってこなかった、要するに直近の数字等を見なかったのかということでございますが、あくまでもこの参加資格の中に経審、経審といいますが経営規模等の評価結果通知等がございますのでこれの結果を見ながら、この会社は能力的にあるなというようなことを判断しながら指名委員会でやっているということでございます。

それからもう1点、どこかでこの入札について総括をしなければならないんじゃないかというご質問でございますが、今後、こういうことがないように、先ほど副町長が言いましたとおり、直近の数字等を見直すようなことを取り入れるようなことを考えながら見直していかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 質問ないの？

○3番（金元直栄君） いやいや、責任ある人が答弁していないと僕は思うんで。3回しか質問できないんで、その辺を考えて答弁してください。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今、損失の1番目の話ですかね。損失差額の話ということでありましたけれども、今、実際に工事の契約解除ですね。松尾工務店との契約解除による損失を違約金という形で精算させていただいております。その違約金の性格といいますと、工事を完成するまでの費用としてその違約金を充てるということを弁護士の方から聞いております。ですから、今、入札による差額を弁護士さんに相談したところ、それは請求できないというふうに聞いております。

損失といいますと、入札に係ることは別としまして、実質的な数字としましたらやはり700万円の再度仮設費ですか、その入札率、それが目に見える損害というんですか、そういうものだと今こちらのほうでは考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今説明は聞いていてわからんわけではないんですが、指名業者の能力については県によるというんですが、これらも辞退が出ているのを見たりするとどうなのかなと思ったりもするし、一つ一つの業者にどういう直近というか近々のいろんな公共工事、いろんな民間も含めた施設建設の経験の有無なんかも調べられているのかなということで、県によるという説明はもう当たらないんじゃないか。それが一つですね。

指名委員会で指名業者の状況についていろいろ検討しているんだという話もありましたけど、私が言いたいのは、今回こういう事態になったということに対する行政としてのやっぱり責任の問題をきちっとどこかで表明すべきでないかということ。指名委員会でちゃんと論議してきたんやと。最終ですよ、いろんな中の説明抜きで、最終、議会の議決を経てというようなことを言われてしまうと、議会に責任があるということにもなりかねないですね。しかし、提案した側の責任、業者を指名した側の責任。町がある意味、約束手形を最後まで履行してもらえなかったというんですか、そういう責任をやっぱりどこかできちっと明らかにする、表明するというをやらないと、それはまずいでないか。

ただ、実際、仮設費と入札の率の違いなんかもあったり、今回は最低制限価格の変更なんかもあったようですけれども、それらはあったとはいえ、それらで生じるであろうその損失、それは保証金で補ったんだということになれば、それはそれで損失の問題では単純には計算できない内容になるかもしれないけれども、行政の今まで私が指摘した責任については残るわけですね。そこをどう今度の経験から解消するのか。これだけ厳しい時代ですから、その辺は小さい土木業者が倒産するのはちょっと意味が違うと思っています。そこはきちっとやっぱりどこかで示してほしい。

さっき経営審査を今回したということですが、そこも含めて、もうこういうことが起こらないようにする手順をどこかできちんと明らかにしてほしいということなんです。これは滝波さんが質問していたことにも通じるんですが、その辺もちょっとお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今回、こういう形で決められた工事の執行される企業が倒産をいたしました。そういう中でいろいろなことが考えられると思います。今申し上げていますように、これまで県のほうの基準もありますし、土木事務所の基準もありまして、いろいろな面を参考にしながら進んできましたし、町にも経営の

状況が入ってきておりますので、そういうものを見ながらこういう選定をしてきたところであります。

ただ、こういうことが起こりますと非常にいろんな面で工事の中断とかいろんなことがあります、非常に今お話ありますようにいろんなことが起きてくるわけでありますので、今後さらに慎重に、それから県のほうも今いろいろ考えているということも聞いておりますし、それからこれから各地方自治体全てに係る問題でありますので、なかなかそういうことで独自の基準を設けるとかというのはこれからそういうことはなかなか難しいかと思うんですけども、そういう中でやはり優良な企業が参加していただくということは非常に重要でありますので、今後そのことを含めまして、それからこういう事業といいますか、こういう工事は幾つもとまた出てきますので、十分そういうことを含めて慎重に進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 慎重に進めたい。ただ、独自の基準は難しいと思うというのは町長の今の答弁でした。

それを聞いていて、私はどこかで、こういうところに瑕疵がありましたという発言で、例えば町民に対しても謝罪をするということがあってもいいと思っていまはしたけれども、それが無いなと思っているところです。

それと今回の入札については、幾ら最低制限価格が高くなった。もともと倒産した業者の後を再工事するというのはどの業者にとっても嫌なものかなって思わんではないんですが、請負率が高いなというのは率直なところです。いわゆる一般土木と建築とはちょっと違いますので、その辺は感じているところなんで、最近、仕事が少ない中で業者間のいろんな話し合いの話もあちこちから漏れ聞こえてくることもあるので、その辺はこの議案に対してどういう態度とっていいかなというのは非常に悩んでいるところでもあります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今回の場合、いろいろ教訓があったなと思っております。まず第1点お聞きしたいのは、竹野組にかわって工期がおくれるんだろうと思うんですが、どれくらい延びるのかなと、まず。

それと、松尾さんのときの教訓として瑕疵における担保が今回もとれているの

かどうかということですね。やはり二度とこんなことはあってはならんとは思いますが、やはりこういう工事に関するものとして必要最低限のものかなと思っております。

その2点お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） まず工期についてでございますけれども、今ご承認いただく契約書には3月29日の工期とさせていただいております。この理由といたしまして、3月議会で繰越承認をいただいた後、工期の変更をさせていただきたいというふうにこちらでは考えております。

また、変更工期の期間でございますけれども、大体こちらで考えておりますのは6月末を工事の完成というふうに考えてはおりますけれども、今から竹野組さんとできるだけ早い工事の完成を目指して協議させていただきながら早い完成を目指したいというふうにこちらのほうで考えているところでございます。

それから瑕疵の担保ですね。済みません。

松尾工務店の部分の瑕疵の担保につきましては、弁護士さんにもちょっと相談させていただきました。そうしますと、松尾工務店に対する瑕疵の担保というものはもう取れないというふうに聞いております。

それから、今度は竹野組さんの工事の保証というんですか、そういうことに対しましても通常の工事保証金ですか、工事請負金額の1割というやつはちゃんと取ります。そして、本契約に移したいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

次に、討論を省略し、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第2号、永平寺温泉「禅の里」新築工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は議了しました。

各議員の皆様には大変お忙しいところご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚くお礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、平成25年第2回永平寺町議会臨時会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました議案につきましては慎重に審議をいただき、そして妥当なご決議を賜りまことにありがとうございました。

2月に入りましたが、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

(午前10時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員